

# 太良町分別収集計画

( 第 9 期 )

( 令和 2 年度～令和 6 年度 )

令和元年 8 月

太 良 町

## 太良町分別収集計画

### 目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主 務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主 務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
○	現有施設の整備状況概要	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、本町を含め、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、大町町、江北町、白石町の 4 市 5 町による佐賀県西部広域環境組合で廃棄物処分を行い、同組合で計画された最終処分場で処分を実施している。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物のうち、容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3 R を推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用及び循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・全ての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- ・各家庭でのごみ分別排出の徹底

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和 2 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色トレイ含む。）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

種 類 \ 年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	432 t	424 t	417 t	409 t	402 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項  
(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、町内の老人クラブ連合会等の各種団体と連携を図り、各家庭でのごみの分別排出を徹底する。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

スーパーマーケット等の小売店に対し、簡易包装の普及を働きかけるなど、包装の簡素化を推進する。

・買い物袋の持参の徹底

買い物袋の持参の徹底等の啓発、指導を行い、スーパーマーケット等の小売店での小売包装の抑制を行う。

・容器包装廃棄物分別収集の徹底

広報等による啓発により、容器包装廃棄物の分別収集の徹底を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、太良町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空かん・金属類 ※混合収集後、分別
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	空ビン・ガラス類 ※混合収集後、分別
主として段ボール製の容器	雑物類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙類(容器包装専用)
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック類(容器包装専用)

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

	令和 2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	7.7 t		7.6 t		7.4 t		7.3 t		7.2 t	
主としてアルミ製の容器	11.6 t		11.4 t		11.2 t		11.0 t		10.8 t	
無色のガラス製容器	(合計) 7.7 t		(合計) 7.6 t		(合計) 7.4 t		(合計) 7.3 t		(合計) 7.2 t	
	(引渡額) 7.7 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 7.6 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 7.4 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 7.3 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 7.2 t	(独自処理額) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 24.1 t		(合計) 23.7 t		(合計) 23.2 t		(合計) 22.8 t		(合計) 22.4 t	
	(引渡額) 24.1 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 23.7 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 23.2 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 22.8 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 22.4 t	(独自処理額) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 7.7 t		(合計) 7.6 t		(合計) 7.4 t		(合計) 7.3 t		(合計) 7.2 t	
	(引渡額) 7.7 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 7.6 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 7.4 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 7.3 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 7.2 t	(独自処理額) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)										
主として段ボール製の容器	89.7 t		88.1 t		86.5 t		84.9 t		83.4 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2.9 t		(合計) 2.8 t		(合計) 2.8 t		(合計) 2.7 t		(合計) 2.7 t	
	(引渡額) 2.9 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 2.8 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 2.8 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 2.7 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 2.7 t	(独自処理額) 0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 7.7 t		(合計) 7.6 t		(合計) 7.4 t		(合計) 7.3 t		(合計) 7.2 t	
	(引渡額) 7.7 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 7.6 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 7.4 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 7.3 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 7.2 t	(独自処理額) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(白色トレイを含む。)	(合計) 5.8 t		(合計) 5.7 t		(合計) 5.6 t		(合計) 5.5 t		(合計) 5.4 t	
	(引渡額) 5.8 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 5.7 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 5.6 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 5.5 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 5.4 t	(独自処理額) 0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- ・特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度（平成30年度）の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

- ・人口変動率は、平成26年度から平成30年度の住民基本台帳人口を基に次のとおり設定した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
8,661 人 (対前年比)	8,505 人 (対前年比)	8,352 人 (対前年比)	8,202 人 (対前年比)	8,054 人 (対前年比)
98.20%	98.20%	98.20%	98.20%	98.20%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	空かん・金属類	町の委託業者による定期収集	町
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	空ビン・ガラス類	町の委託業者による定期収集	町
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	段ボール	雑物類	町の委託業者による定期収集	町
	飲料用紙製容器	紙類 (容器包装専用)	町の委託業者による定期収集	町
	その他の紙製容器包装			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町の委託業者による定期収集	町
	その他のプラスチック製容器包装（白色トレイを含む。）	プラスチック類 (容器包装専用)	町の委託業者による定期収集	町

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

空かん(スチール・アルミ)・空びん・(無色、茶色、その他)・段ボール・紙製容器包装・ペットボトル及びプラスチック製容器包装を太良リサイクルセンターにて選別、圧縮・保管を行なう。

今後の分別収集の推移を検討し、適正な施設運営を行う。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様(形状、形式、能力、数量等)
排 出	集積場所	共通集積場所利用
収集・運搬	収集車両	共通車両利用(3tダンプ車)
選別・保管	リサイクルセンター	選別・圧縮(破砕)・保管

分別収集の用に供する施設

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収 集 車	中 間 処 理
スチール製容器	空かん・金属類 ※混合収集後、分別	町指定袋 (黒色)	3tダンプ車	太良リサイクルセンター (選別・圧縮・保管施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	空ビン・ガラス類 ※混合収集後、分別	町指定袋 (青色)		
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
段ボール	雑物類	町指定袋 (赤色)		
その他の紙製容器包装 (紙パックを含む。)	紙類 (容器包装専用)	町指定袋 (茶色)		
ペットボトル	ペットボトル	町指定袋 (ピンク色)		
その他のプラスチック製容器包装 (白色トレイを含む。)	プラスチック類 (容器包装専用)	町指定袋 (オレンジ)		



○ 現有施設の整備状況概要

名 称： 太良リサイクルセンター  
所 在 地： 佐賀県藤津郡太良町大字糸岐字破瀬ノ浦  
敷地面積： 4, 790 m<sup>2</sup>  
処理方式： 中間処理[選別・圧縮(2.18t/日)・梱包・保管]及び資源化  
主要機能： 計量設備、磁選機、圧縮機、圧縮梱包機など

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

町民及び事業者による分別排出の徹底を図りながら、円滑で効率的な分別収集を実施するため、分別方法やごみ出し方法について、広報誌「町報たら」や太良町ホームページ、CATVを利用して、町民に生活の基本情報として提供し、ごみの減量・資源化意識の高揚を図る。